

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例（案）の概要説明

1 条例制定の背景

誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）となる可能性があり、犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、精神的にも、経済的にも困難に直面することが多く、十分な支援を受けられず、社会において孤立することも少なくない状況です。このような現実に対し、犯罪被害者等の視点に立ち、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて、国は平成16年12月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）を制定し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを規定するとともに、地方公共団体においても地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を規定しました。

千葉県においては、地域住民にとって最も身近である市町村のサポートとともに、全ての県民が犯罪被害者等に対する支援の必要性を十分に理解し、深めていくことにより支援の充実を図り、また、必要な支援を受けることができる総合的な支援体制を県内に構築していくため、令和3年3月に千葉県犯罪被害者等支援条例（令和3年千葉県条例第14号）を制定し、関係機関等と連携した犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進しております。

現在、本市では犯罪被害者等からの相談窓口を設置していますが、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう支援するためには、地域全体で理解を深め、犯罪被害者等を支える地域の社会づくりを推進することが重要です。そのため、本市としても、犯罪被害者等に寄り添った施策を継続的・安定的に講じるよう対応していく必要があります。

2 条例制定の目的

本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民

等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものです。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日 予定

4 近隣市等の状況

千葉県：千葉県犯罪被害者等支援条例（令和 3 年 4 月 1 日施行）

木更津市：令和 7 年 3 月議会上程予定（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）

君津市：令和 7 年 3 月議会上程予定（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）

富津市：令和 7 年 3 月議会上程予定（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）

※県内 15 市町にて制定済

5 条例における基本的事項

第 1 条（目的）

この条例の目的について規定するものです。

第 2 条（定義）

この条例における用語の意義について規定するものです。

第 3 条（基本理念）

犯罪被害者等の支援に当たっての基本理念について規定するものです。

第 4 条（市の責務）

市の責務について規定するものです。

第 5 条（市民等の責務）

市民等の責務について規定するものです。

第 6 条（事業者の責務）

事業者の責務について規定するものです。

第 7 条（相談及び情報の提供等）

市において、相談や情報の提供等を行うことについて規定するものです。

第 8 条（市民等及び事業者の理解促進）

市において、市民等及び事業者の理解促進を行うことについて規定するものです。

第 9 条（日常生活の支援）

市において、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、必要な支援を行うことについて規定するものです。

第 10 条（見舞金の支給）

市において、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害を受けた者又はその遺族に対し見舞金を支給することについて規定するものです。

第 11 条（転居費用の助成）

転居費用の助成について規定するものです。

第 12 条（支援の制限）

犯罪被害者等の支援を行わないことができることについて規定するものです。

第 13 条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

附則

この条例の施行日について令和 7 年 4 月 1 日と規定するものです。